

県社労士会が労働紛争
解決センターを開設

静岡

県社会保険労務士会に
よる裁判外紛争解決手続
き(ADR)機関「社労
士会労働紛争解決センタ
ー静岡」が25日、静岡市
葵区東鷹匠町の県社会保
険労務士会館内に開所し
た。ADRに精通した県
内の特定社会保険労務士
20人が「あっせん委員」
として業務に当たり、長
引く不況のおおりで相次

いでいる職場トラブルの
円満解決を目指す。
解雇や賃金不払い、セ
クハラ・パワハラなどを
起因とした労働者と事業
主の個別労働関係紛争を
あっせんする。労務管理
の専門家である特定社労
士が、知識と経験を生か
して当事者双方の言い分
を聞き、和解に導く。
申し立てから約1カ月
以内にあっせん期日が決
まり、当事者双方が顔を
合わせることなく、原則
1回の手続きで紛争解決
を目指す。「手間やコス
トがかかる裁判と比べ、
気軽に利用できるのがメ
リット」(同センター静
岡)という。
同区のもくせい会館で
行われた開所式で、加藤
光久センター長は「社会
に必要とされる『仕組み』
となるようなセンターを
目指したい」とあいさつ。
あっせん委員に任命書が
伝達された。申し立て手
数料は1件当たり315
0円。問い合わせは同セ
ンター静岡(電054(2
49)1101)へ。



社労士会労働紛争解決センターの開所を祝
った式典—静岡市葵区